

令和元年10月

取引企業各位

国立大学法人弘前大学

財務部契約課長 渡 辺 弥

消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について

標記のことについて、令和元年10月1日より消費税率が10%に引き上げられたところですが、平成25年には消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」が制定され、消費税の転嫁拒否の行為の是正に関する特別措置等が講じられているところです。

つきましては、本学との取引に係る消費税の転嫁に係る相談の問い合わせ先について、下記のとおりお知らせします。

記

【財務部契約課】

TEL. 0172-39-3714

FAX. 0172-39-3055

E-Mail: jm3714@hirosaki-u.ac.jp